

窯址の裏山で、往年、京都府史蹟勝地保存委員会による調査の未了のまま、史蹟仮指定を解かれていた区域にある。はじめに土取りをはじめたA地区では、未調査遺蹟の危機を知った民間の考古学者たち（古代学研究会会員）のパトロールによって、ブルドーザーの鼻先から無数の出土遺物が検出され、保護されることが重なった。当時緊急に組織された「宝池周辺地区調査会」（考古学者・都市計画家有志による任意団体）は、環境の保存と開発をめぐって慎重な処置を要請して、会館建設および文化財保護に関与する地方・中央の諸機関に働きかけを開始した。

6. 遺跡群の学術上の重要さ

当時調査会に集まった研究者が主張した幡枝遺跡群の重要さはつぎの諸点にあった。

「延喜式記載の小野栗栖野両瓦屋という官設官宮の瓦生産地をふくんでいる」

「緑釉瓦に限っても、ここで生産されたものが、平安宮・大内裏、東寺、西寺、東西両鴻臚館、仁和寺円堂など、平安京における基幹の建築物に使用されたことが確実にわかっている」

「無釉瓦もあわせ、生産地と使用地との関係を追求し瓦文様の同範、同型関係を軸として検討を進めると、さらに瓦窯群自体の相互関係、瓦使用地における供給主体と年代関係などを立体的に浮びあがらせることができ、平安京造営にはじまる首都建設のプロセスを、新鮮な角度からほりおこすことができる」⁹⁾

7. 宝池問題の多角的な内容

「民間研究者たちは、自まえで寒風の中を歩き、雨でぬかるむドロに脚をとられながらパトロールした。あるいは空中査察を3回にわたって行なった」

「現場で遺跡を発見すると、各関係機関に速報し、工事関係者に了解を求め、緊急体制に入る」

これらの努力の結果、地元、中央の各関係機関のなか

でも、あるていど理解がひろまり、工事を一時中止して古代学研究会、京都府教委、京大考古学教室の手によって正式の調査も行なわれ、38年2月末には、日本で最古の瓦を生産した遺構……飛鳥期の窯址が発見された。しかし、丘陵と遺跡の破壊そのものを中止することはついに不可能であった。その跡地には、地主によって自動車練習場が開かれるという噂もある。

丘陵の破壊は、さらに会館敷地にふくまれる寝子ヶ山についても企画されていた。すなわち、競技設計募集要綱によれば、この丘陵を削りとして、建築用地の拡張と埋立ての二つの目的を果たすことが許容されていた。また、寝子ヶ山の背後に連なる、通称「木野墓」のある丘陵は、やはり遺跡存在地としてマークされていた所であるが、競技規定によれば、ここを通過する会館への進入路を開設することが積極的に認められていた。これらの点についても、競技規定に関する質疑を通じて警告がなされた。その効果はともかくとして、当選=実施案では、両者の破壊がまぬがれている。

完成に近づいた会館とその周辺の道路開発を眺めると、たしかに、あの暗く沈んだ岩倉盆地に新しい潤達な雰囲気もりあがりはじめたことに気づく。歴史的な自然環境や文化環境を<絶対的>に保存するということは多くの場合無意味であり、また不可能であろう。

宝池の事態から学び得ることは、第一に、地域地区制の保護能力には限界があること、第二に、開発の計画、設計、工事のあらゆる段階で、たえず地域の具体的な状況に対する調査と、調査結果によるフィードバックを重視すること、第三に公共・民間および各種専門家の間に開発情報・研究情報の恒常的な交流体制をつくってゆく必要があること……などである。

参考文献

- 1), 2) 中原 茂：国立国際会館の建設とその敷地：近畿地建局報，Vol. 1, No. 1
- 3), 4) 福林貞三：観光都市京都の開発計画，公共建築第 10号
- 5) 宝池周辺地区調査会事務局：宝池白書，昭和 38 年 2 月 10 日
(筆者・建築学会会員 スペースコンサルタンツ所属)

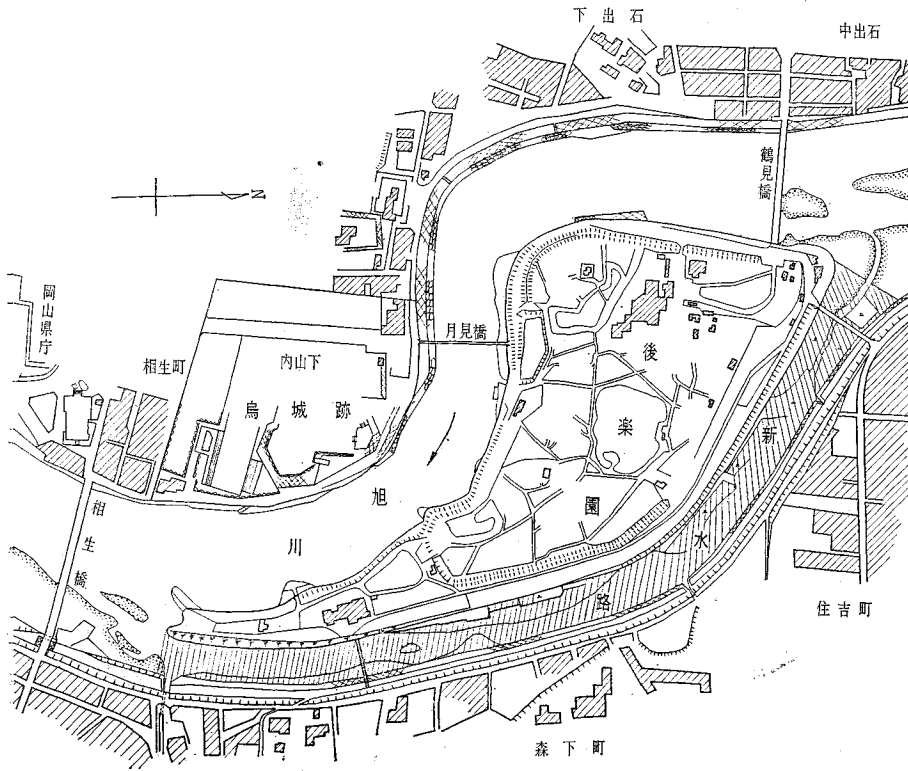
— 2 河川工事の実例 — 小坂 忠 —

1. 旭川と後樂園，岡山城

岡山市を貫流する旭川は、大正 15 年より直轄河川と

して改修工事に着手され、計画高水流量を安全に流下させるための工事が行なわれた。その際、市内の後樂園と岡山城の間を流れる部分は、上下流にくらべて河積がいちじるしく狭少であり、川幅を拡大する必要があった

図一 後楽園付近平面図



河川改修を行なう以前のこの櫓は、基礎石積が空積であって損傷はなはだしく、石積の天端高は計画高水位より1mあまり低いうえに、築堤法線を理想的に引こうとすればちようど障害となる位置にあった。そこで当初計画ではとりこわし、もしくは移転を計画していたが、この櫓が国の重要文化財に指定されていたため、文化財保護委員会の承認を必要とし、町当局を経由して交渉を行なったが承認を得

が、両史跡が河岸にせまっているため、やむを得ず後楽園の裏側に派川を新設し、計画高水流量を分派することにより両史跡を保存することとし、昭和11年より同15年までの間に工事を完了した。

2. 肱川と葎綿櫓（おわたやぐら）

愛媛県大洲市を流れる肱川の肱川橋下流左岸に旧大洲城があり、その櫓の一つである葎綿櫓は、肱川に突出して、基礎の護岸石積とともに、現在なお堤外葎に保存されている。

写真一 肱川特殊堤と葎綿櫓



るに至らず、やむを得ず櫓を避けて法線を堤内側に曲げて、特殊堤として施工したものである。これに対して文部省においても、櫓石積の天端を特殊堤計画高さに合わせる櫓全体のかさ上げを行なったが、その際、築堤の一部としての効用をはたしている櫓石積を、コンクリートで補強することを要求したが、文部省側は外見の変更をきらい、裏込めコンクリートとして施工し、現在、写真一に見るような景観を呈するようになった。

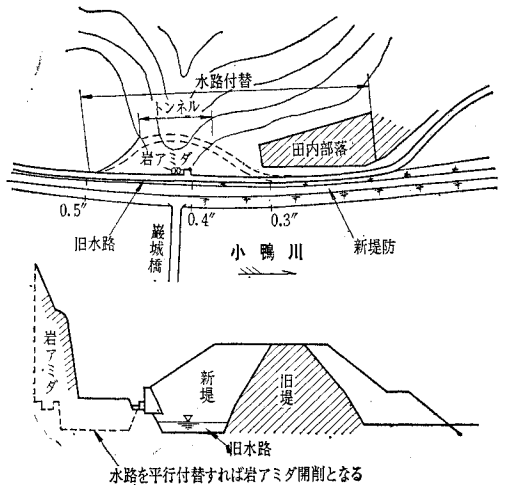
3. 小鴨川と岩阿弥陀

鳥取県を流れる天神川の左支川小鴨川の左岸、巖城地区の堤防に沿って用水路が走っており、さらにその内側に岩山がせまっている。この岩山は通称“岩阿弥陀”といい、露出した岩壁二体に南無阿弥陀仏と刻まれたものが御本尊となっており、正式の文化財としての指定こそ受けていないが、昔から種々の伝説、因縁につつまれて、地元の人々の厚い信仰を受けており、現在は土地の田内史跡保存会等により大切に管理されてい

る。

この付近の河川の改修計画によると、現在の堤防では断面が不十分であって、しかも、川幅に余裕がないため、堤防を補強するに当たっても表腹付は許されず、いきおい裏腹付とせざるを得ない。したがって図-2に示すごとく水路の移設が必要となり、岩山にくいこむこととなるが、地元民の強力な

図-2 小鴨川の水路移設位置図



要請もあって、工費は相当に増大するが、岩阿弥陀の裏の岩山をトンネルで抜く案が考えられ、現在実施中である。

4. 本明川と眼鏡橋

昭和 32 年 7 月の梅雨前線豪雨により、長崎県諫早市を流れる本明川流域は、総雨量 800 mm、最大 1 時間雨量 130 mm という記録的な降雨に見舞われた結果、上流水源地帯の沢はほとんど崩壊し、樹木、石礫の流出がおびただしく、中下流では河岸の欠壊、田畑・家屋の流失・埋没など、ひどい惨害を招いた。特に本川に架けられた橋梁は、上流より河口に至る 22 橋のうち 17 橋は一瞬にして流失したが、諫早市街地に架かる眼鏡橋は最後まで流失せず、流下する家屋、流木等により径間を閉鎖されたため、左右岸の堤防が破堤し、突破口を見出した奔流は市内に殺到し、そのため多数の死傷者を出す結果となった(写真-3 参照)。

この眼鏡橋は約 120 年前、ときの藩主と領民がともに苦心のすえ架橋したものといわれ、また唐の技法により架けられたというその趣ある景観からも、地元の人々の

写真-2 岩阿弥陀



写真-3 水害直後の眼鏡橋

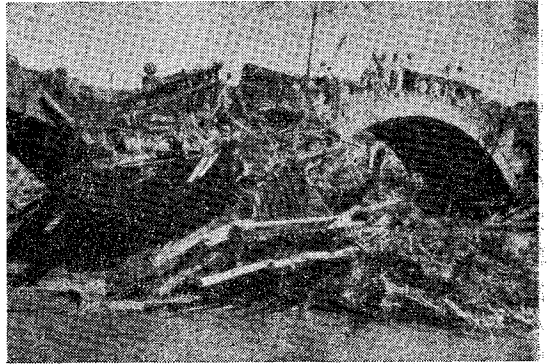
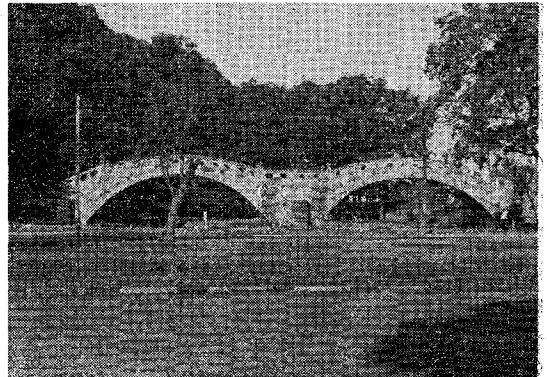


写真-4 諫早公園内に復元された眼鏡橋



強い愛着を受けていた。したがって、昭和 32 年の洪水ののち、本明川が直轄河川として改修されることとなり、抜本的な改修計画が立てられるに際して、この眼鏡橋の撤去が計画されたが、あれほどひどい災害を身をもって味わったはずの市民の中に、撤去に反対する猛烈な存置運動が起きた。しかし、この橋を撤去することは改修計画に上まったりやむを得ない措置であるので、種々説得に時日は要したが、当初計画どおり撤去工事が行なわれることとなり、昭和 34 年 2 月から 3 月までの間に完了した(写真-4 参照)。

なお文部省においても、本橋が他に類例を見ない大規模な石造アーチの名橋であることを確認し、重要文化財に指定して、他日最適な環境に復元して永久に保存する

方針をとり、昭和33年11月に告示をした。したがって撤去工事は復元を考慮して慎重に組織的に行なわれた。

そして、昭和35年7月から同36年9月までの間に諫

早市が事業主体となり、総工費2620万円をもって諫早公園の中に復元された。

(筆者・正会員 建設省河川局治水課/編集委員)

— 3 国立公園内の電源開発 — 細谷 浩 正 —

1. はじめに

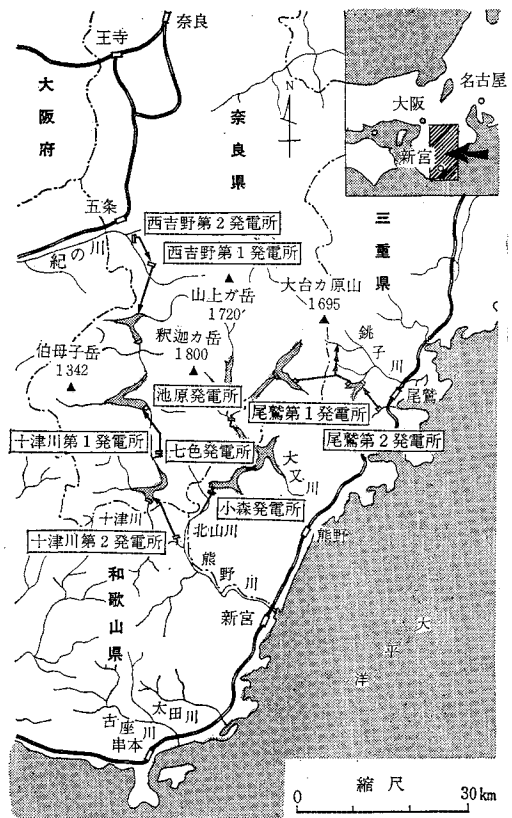
電源開発株式会社は、昭和27年9月の第3回電源開発調整審議会において熊野川の調査を託されて以来13年間にわたりこの水系の電源開発に努め、昨年その全計画約70万kWをほぼ完成するに至った。そしてその間社会的要請により幾多の計画変更をみて、現在のような開発が終了したわけであるが、この中にあって、七色・小森両発電所は、吉野熊野国立公園において電源開発を進めたもので、自然の保護と開発の競合した好例であるので、そのいきさつについて述べ参考に供したい。

2. 開発計画の概要

七色・小森両発電所は紀伊半島のほぼ中央に位置し(図-1参照)、紀伊半島を縦断して流れる熊野川水系北山川に建設された。熊野川一貫開発は、位置的にも阪神中京の重工業地帯に近く、急増する電力需要を満たすため早くからその着工をまたれていた。そこで電源開発株式会社はこの水系でも鋭意工事を進め、昭和35年には十津川第1発電所(出力7万5000kW)、昭和36年には十津川第2発電所(出力5万8000kW)、尾鷲第1・第2発電所(6万5000kW)などを完成した。そしてまた北山川開発の中心ともいべき池原発電所(35万kW・揚水式)も、昭和34年7月の第27回電源開発審議会において着工地点に決定され、工事が開始されることになった。

七色・小森(旧奥瀬)計画は、池原発電所の揚水下池、逆調整池という有機的の一体関係にあるため、同時、もしくはその直後に工事着工の決定を希望していたが、吉野熊野国立公園内で電源開発を行なうため自然の保護と競合し、その折り合いの困難さのため幾多の折衝、計画の変更などを重ねた。そして、ようやく昭和37年7月の第34回電源開発審議会で着工地点と決定されて工事に着手し、昭和40年11月その竣工をみるにいった。

図-1 開発位置図



3. 着工までのいきさつ

北山川開発計画は自然の保護と開発との競合以外にも、電力需給の基本的情勢の変化により大貯水池式ピークロード発電所に対する要請が一段と高まったこと、補償の困難さなどから、いろいろと計画案の修正を余儀なくされた。しかし、ここでは自然の保護と開発との競合面での計画案修正と、そのいきさつを述べることにする。

昭和33年6月の北山川開発修正計画案作成の過程で